

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p data-bbox="152 288 1093 331">第一種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の指針</p> <p data-bbox="562 384 683 427">解 説</p> <p data-bbox="141 512 327 539">1 制定の趣旨</p> <p data-bbox="141 560 1104 735">第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより都道府県知事又は指定都市の長に届け出なければならないが、<u>第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならないこととなっている。(法第 26 条)</u></p> <p data-bbox="141 751 1104 1023">そこで、高圧ガス保安協会では、第一種製造者が危害予防規程を定める際の参考となるよう「第一種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の規範」を昭和 51 年に制定した。同規範は、その後に数回の見直しが行われ現在に至っていたが、平成 18 年に高圧ガス保安協会の技術基準体系が大きく見直されたことから、今回、これを廃止し、「第一種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の指針」として新たに制定した。</p> <p data-bbox="141 1038 1104 1118">危害予防規程は、冷凍保安規則第 35 条第 2 項に規定する細目を定めるが、この場合において事業所の実態に則した規程とすることが肝要である。</p> <p data-bbox="141 1134 1104 1214">なお、この解説は、危害予防規程の指針（以下「この指針」という。）「(その 1) 一般用及び指針」「(その 2) ユニット型」のいずれにも適用する。</p> <p data-bbox="170 1278 1104 1358">* ここでいう「ユニット型」とは、冷凍保安規則第 3 6 条第 2 項第 1 号に規定されている施設の冷凍設備（いわゆるユニット型冷凍設備）をい</p> | <p data-bbox="1137 288 2078 331">第一種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の指針</p> <p data-bbox="1547 384 1668 427">解 説</p> <p data-bbox="1126 512 1312 539">1 制定の趣旨</p> <p data-bbox="1126 560 2101 735">第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより都道府県知事に届け出なければならないが、第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならないこととなっている。(法第 26 条)</p> <p data-bbox="1126 751 2101 1023">そこで、高圧ガス保安協会では、第一種製造者が危害予防規程を定める際の参考となるよう「第一種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の規範」を昭和 51 年に制定した。同規範は、その後に数回の見直しが行われ現在に至っていたが、平成 18 年に高圧ガス保安協会の技術基準体系が大きく見直されたことから、今回、これを廃止し、「第一種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の指針」として新たに制定した。</p> <p data-bbox="1126 1038 2101 1118">危害予防規程は、冷凍保安規則第 35 条第 2 項に規定する細目を定めるが、この場合において事業所の実態に則した規程とすることが肝要である。</p> <p data-bbox="1126 1134 2101 1214">なお、この解説は、危害予防規程の指針（以下「この指針」という。）「(その 1) 一般用及び指針」「(その 2) ユニット型」のいずれにも適用する。</p> <p data-bbox="1155 1278 2101 1358">* ここでいう「ユニット型」とは、冷凍保安規則第 3 6 条第 2 項第 1 号に規定されている施設の冷凍設備（いわゆるユニット型冷凍設備）をい</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>う。</p> <p>また、制定に際しては次の事項に留意した。</p> <p>a) 原則、従来の規範の内容を踏襲し、内容の大幅な見直しは行わない。</p> <p>b) 構成を JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法に準拠させる。</p> <p>2 確認、改正の趣旨及び経緯</p> <p>a) <u>2016 年 2.1 保安規則等において、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）のみ、制定年が記載されていたが、省令等の記載にあわせ、これを削除した。</u></p> <p>b) <u>20xx 年 東日本大震災において、一部の高圧ガス設備等で火災・爆発等が発生したほか、津波浸水区域では、様々な高圧ガス設備等や容器の損壊、流出等が発生し、甚大な被害を及ぼした。これらの被害の分析を踏まえ、事業者の保安の取組の向上を図るべく、高圧ガス設備等における大規模地震及び津波に関する対策を危害予防規程において定めるべきこととするとの趣旨により、平成 30 年 11 月 14 日に経済産業省令が改正された。これに伴い、危害予防規程の指針の改正を行い、大規模な地震に係る防災及び減災対策、津波対策に関する項目を追加した。</u></p> <p>3 危害予防規程に関する基本的な考え方</p> <p>a) 経営者又は事業所長は、事業所の保安に関する最終の責任が自らにあることを銘記し、危害予防規程については自ら参画して創意と工夫を盛り込み作成するものとする。また、その周知及び活用を積極的に推進する。</p> <p>b) 危害予防規程は、この指針を参考にして作成するが、法の主旨を損うことなく、事業所の規模、冷媒ガスの種類、業種及び製造の方法に適合するように作成する。</p> | <p>う。</p> <p>また、制定に際しては次の事項に留意した。</p> <p>a) 原則、従来の規範の内容を踏襲し、内容の大幅な見直しは行わない。</p> <p>b) 構成を JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法に準拠させる。</p> <p>2 危害予防規程に関する基本的な考え方</p> <p>a) 経営者又は事業所長は、事業所の保安に関する最終の責任が自らにあることを銘記し、危害予防規程については自ら参画して創意と工夫を盛り込み作成するものとする。また、その周知及び活用を積極的に推進する。</p> <p>b) 危害予防規程は、この指針を参考にして作成するが、法の主旨を損うことなく、事業所の規模、冷媒ガスの種類、業種及び製造の方法に適合するように作成する。</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>c) 危害予防規程の内容としては、保安管理が保安確保の重点であるとの観点から、ソフト面を主体として、保安管理体制、保安管理の方法、責任と権限等について大綱を簡潔に記述する。</p> <p>d) 保安に関連する規定類については、危害予防規程の各条項中に、別に制定した関係する規定類の名称、記号等を記載し、相互の関連を明確にする。</p> <p>規定類は、学会、業界その他団体の作成する標準類を、事業所の規定類として活用することができる。</p> <p>なお、従業者個々の創意工夫、経験等が汲み上げられて規定類に反映されることが重要である。</p> <p>e) 事業所の社内規定を法上の危害予防規程として届け出する場合、当該社内規定が法定の要件を満たしていれば危害予防規程とすることができる。</p> <p>f) 事故・災害を未然に防止するには、地震等の自然災害を含めた事故・災害を想定してその措置対策を基準化し、訓練することが極めて重要である。</p> <p>4. 4.2 保安に関する協定について</p> <p>「4.2.1 事業所外との協定」については、地域防災組織に加入している場合はそれを記述する。</p> <p>「4.2.2 労働組合との協定」については、関連規定として就業規定又は労働協約で規定してあれば、その関連規定の名称・記号等を記述する。</p> <p>5. 4.3 規則、規定類の管理について</p> <p>「規定類・文書等の管理規定」のようなもので規定されていれば、関連規定として、その旨を記述する。</p> <p>「4.3.1 関連する規定類」については、規定類関連図を作成し、危害予防規</p> | <p>c) 危害予防規程の内容としては、保安管理が保安確保の重点であるとの観点から、ソフト面を主体として、保安管理体制、保安管理の方法、責任と権限等について大綱を簡潔に記述する。</p> <p>d) 保安に関連する規定類については、危害予防規程の各条項中に、別に制定した関係する規定類の名称、記号等を記載し、相互の関連を明確にする。</p> <p>規定類は、学会、業界その他団体の作成する標準類を、事業所の規定類として活用することができる。</p> <p>なお、従業者個々の創意工夫、経験等が汲み上げられて規定類に反映されることが重要である。</p> <p>e) 事業所の社内規定を法上の危害予防規程として届け出する場合、当該社内規定が法定の要件を満たしていれば危害予防規程とすることができる。</p> <p>f) 事故・災害を未然に防止するには、地震等の自然災害を含めた事故・災害を想定してその措置対策を基準化し、訓練することが極めて重要である。</p> <p>3. 4.2 保安に関する協定について</p> <p>「4.2.1 事業所外との協定」については、地域防災組織に加入している場合はそれを記述する。</p> <p>「4.2.2 労働組合との協定」については、関連規定として就業規定又は労働協約で規定してあれば、その関連規定の名称・記号等を記述する。</p> <p>4. 4.3 規則、規定類の管理について</p> <p>「規定類・文書等の管理規定」のようなもので規定されていれば、関連規定として、その旨を記述する。</p> <p>「4.3.1 関連する規定類」については、規定類関連図を作成し、危害予防規</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>程に添付する。</p> <p>保安関係の規定類は、原則として、経営者又は事業所の長が決裁して制定すべきものである。</p> <p>規定類は、関係責任者の知らないうちに変更されていたり、又はその内容が実情に適合しないまま放置されるようなことのないようにする。</p> <p>現場従業者等を対象とする規定類は、重要なもののみを分かりやすくまとめた専用の規定集等（例えば、危害予防規程関連規定・作業標準）を作成し認識させることが望ましい。</p> <p>6. 4.5 保安査察について</p> <p>保安査察は、経営者が保安に関して自ら臨む姿勢を示し、保安状況の確認・評価を通して保安の向上を図ることを目的として行う。</p> <p>7. 5.2.5 協力会社の保安管理について</p> <p>協力会社の保安管理は、本質的には、協力会社の管理者が自ら部下の従業者を教育及び監督して、保安を確保すべきものである。しかし、それだけでは不十分である。</p> <p>従って、事業所の冷凍保安責任者又は取扱責任者は、当該事業所の危害予防規程が遵守されるよう協力会社の作業基準の作成を指導し、作業について監督する必要がある。</p> <p>当該事業所の休日に協力会社の行う工事等は、特に注意して監督しなければならない。</p> <p>8. 6 施設に関する保安管理について</p> <p>冷凍保安規則等に定められた技術基準に適合するように監督する。また、</p> | <p>程に添付する。</p> <p>保安関係の規定類は、原則として、経営者又は事業所の長が決裁して制定すべきものである。</p> <p>規定類は、関係責任者の知らないうちに変更されていたり、又はその内容が実情に適合しないまま放置されるようなことのないようにする。</p> <p>現場従業者等を対象とする規定類は、重要なもののみを分かりやすくまとめた専用の規定集等（例えば、危害予防規程関連規定・作業標準）を作成し認識させることが望ましい。</p> <p>5. 4.5 保安査察について</p> <p>保安査察は、経営者が保安に関して自ら臨む姿勢を示し、保安状況の確認・評価を通して保安の向上を図ることを目的として行う。</p> <p>6. 5.2.5 協力会社の保安管理について</p> <p>協力会社の保安管理は、本質的には、協力会社の管理者が自ら部下の従業者を教育及び監督して、保安を確保すべきものである。しかし、それだけでは不十分である。</p> <p>従って、事業所の冷凍保安責任者又は取扱責任者は、当該事業所の危害予防規程が遵守されるよう協力会社の作業基準の作成を指導し、作業について監督する必要がある。</p> <p>当該事業所の休日に協力会社の行う工事等は、特に注意して監督しなければならない。</p> <p>7. 6 施設に関する保安管理について</p> <p>冷凍保安規則等に定められた技術基準に適合するように監督する。また、</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>定められた事項に関して都道府県知事の許可なくして変更されることのないようにする。</p> <p>そのためにも、当該事業所の製造施設に関し、規定類を作成し、危害予防規程にその関連を明記する。</p> <p>9. 6.5 保安検査等について</p> <p>保安検査等を行うときは、冷凍保安責任者又は取扱責任者は、その実施について管理・監督しなければならない。</p> <p>また、都道府県知事、<u>指定都市の長、高圧ガス保安協会</u>又は指定保安検査機関が行う保安検査等に立会い、保安管理上に必要な改善事項があれば、改善し、報告する。また、その対応等について記録する。</p> <p>10. 6.6 工事・修理等を行うときの保安管理について</p> <p>この指針に従い、必要な規程類を作成するものとし、冷凍保安規則第9条に定める保安上の措置について具体的に記述する。</p> <p>11. 7 運転、操作等に関する保安管理について</p> <p>次に掲げる規定類を作成し危害予防規程にその関連を明記する。</p> <p>a) 運転管理規定（運転日誌を含む）</p> <p>b) 冷凍装置取扱説明書</p> <p>c) 製造の方法の技術上の基準</p> <p>12. 9 大規模な地震に係る防災及び減災対策について</p> <p><u>大規模な地震の発生に伴い強い地震動を感知または事前に予測された段階</u>で、設備を安全に停止することが基本となる。そのためには、大規模な地震</p> | <p>定められた事項に関して都道府県知事の許可なくして変更されることのないようにする。</p> <p>そのためにも、当該事業所の製造施設に関し、規定類を作成し、危害予防規程にその関連を明記する。</p> <p>8. 6.5 保安検査等について</p> <p>保安検査等を行うときは、冷凍保安責任者又は取扱責任者は、その実施について管理・監督しなければならない。</p> <p>また、都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査等に立会い、保安管理上に必要な改善事項があれば、改善し、報告する。また、その対応等について記録する。</p> <p>9. 6.6 工事・修理等を行うときの保安管理について</p> <p>この指針に従い、必要な規程類を作成するものとし、冷凍保安規則第9条に定める保安上の措置について具体的に記述する。</p> <p>10. 7 運転、操作等に関する保安管理について</p> <p>次に掲げる規定類を作成し危害予防規程にその関連を明記する。</p> <p>a) 運転管理規定（運転日誌を含む）</p> <p>b) 冷凍装置取扱説明書</p> <p>c) 製造の方法の技術上の基準</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|------------------------|
| <p>発生時の設備の停止手順を明確にしておく。また、地震に伴い製造施設において漏えい等の被害が発生した場合の作業手順及び被害拡大の防護策をあらかじめ定めておくことや、発災時に適切な対応が取れるよう、平時から体制を整えておくことが重要である。</p> <p>設備の緊急停止の措置は、事業所の規模、設備の種類等によって異なるので、各事業所の実状に沿ってその手段を考える必要がある。なお、地震後の安全性が確認されるまでは、緊急停止した設備の運転開始の作業は行ってはならない。また、緊急措置訓練等を定期的実施し、防災活動等の習熟を図るとともに、訓練結果等に応じて措置内容等の見直しを行うものとする。</p> <p>なお、移動式製造設備により製造を行う事業者は、移動式製造設備の移動中及び移動先も含めた防災及び減災対策を検討する必要がある。</p> <p>なお、本規定は、東日本大震災における高圧ガス施設の被害状況及び今後発生が危惧される大規模地震に対する被害想定を踏まえて高圧ガス保安協会が実施した平成 30 年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（新たな高圧ガス設備等耐震設計基準・耐震性能評価方法の検討に向けた調査研究）報告書の「別添 3 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関することとして危害予防規程に規定すべき項目と具体的対応策の例示（案）」をもとに追加したものであり、詳細な経緯及び内容については当該報告書を参照されたい。</p> <p>13. 9.4 d) 保安に係る設備等に関する作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置について</p> <p>保安に係る設備等に対して地震対策を講じる。また、これらの設備類の機能が失われた場合の影響や、その対策についても検討しておく必要がある。</p> <p>14. 10 保安教育等について</p> | <p>11. 9 保安教育等について</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>危害予防規程と保安教育計画は、第一種製造者の特別規程として一体不離のものである。製造施設の運転・操作に係る保安管理について直接その職責に当たる冷凍保安責任者及び同代理者又は取扱責任者は、事業所の中核であり事業所の長を補佐して部下の教育訓練に対しても、この指針に基づき職務を果たす必要がある。</p> | <p>危害予防規程と保安教育計画は、第一種製造者の特別規程として一体不離のものである。製造施設の運転・操作に係る保安管理について直接その職責に当たる冷凍保安責任者及び同代理者又は取扱責任者は、事業所の中核であり事業所の長を補佐して部下の教育訓練に対しても、この指針に基づき職務を果たす必要がある。</p> |
| <p><u>15. 11 記録の備えつけについて</u></p> <p>表1の(9)に示すように、この指針の該当事項で保安に係る記録の作成を定めており、記録の保存期間についても、この指針に基づいて規定類に明記する。</p> | <p><u>12. 10 記録の備えつけについて</u></p> <p>表1の(9)に示すように、この指針の該当事項で保安に係る記録の作成を定めており、記録の保存期間についても、この指針に基づいて規定類に明記する。</p> |
| <p style="text-align: center;"><u>C 地震防災規程の指針</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>第一種製造者 冷凍関係事業所用 地震防災規程の指針</u></p> |
| <p><u>C.1 制定の趣旨</u></p> <p>地震法の規定により、地震防災対策強化地域として指定された地域内における法に係る第一種製造者は、地震防災応急計画を作成しなければならないこととなっている。</p> <p>ただし、法の規定による危害予防規程に地震法第7条に規定する事項について定めたときは、地震防災応急計画とみなされることとなっている。</p> <p>そこで、高圧ガス保安協会では、地震法第7条に規定する事項について、第一種製造者が危害予防規程に定める際の参考となるよう 第一種製造者 冷凍関係事業所用 地震防災規程の規範を昭和54年に制定した。同規範は、</p> | <p style="text-align: center;"><u>解 説</u></p> <p><u>1 制定の趣旨</u></p> <p>地震法の規定により、地震防災対策強化地域として指定された地域内における法に係る第一種製造者は、地震防災応急計画を作成しなければならないこととなっている。</p> <p>ただし、法の規定による危害予防規程に地震法第7条に規定する事項について定めたときは、地震防災応急計画とみなされることとなっている。</p> <p>そこで、高圧ガス保安協会では、地震法第7条に規定する事項について、第一種製造者が危害予防規程に定める際の参考となるよう 第一種製造者 特定の事業所用 地震防災規程の規範を昭和54年に制定した。同規範は、そ</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>その後に数回の見直しが行われ現在に至っていたが、平成 18 年に高圧ガス保安協会の技術基準体系が大きく見直されたことから、今回、これを廃止し、第一種製造者 <u>冷凍関係事業所用 地震防災規程の指針</u> として新たに制定した。</p> <p>なお、制定に際しては次の事項に留意した。</p> <p>a) 原則、従来の規範の内容を踏襲し、内容の大幅な見直しは行わない。</p> <p>b) 構成を JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法に準拠させる。</p> <p>C.2 確認、改正の趣旨及び経緯</p> <p>a) <u>2016 年 技術基準の全体的な確認を実施した。</u></p> <p>b) <u>20XX 年 単独の規格であった「KHKS 1302 第一種製造者 冷凍関係事業所用 地震防災規程の指針」を、「KHKS 1301 第一種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の指針」の附属書として位置づけることとした。</u></p> <p>C.3 地震防災細則について</p> <p>a) 地震防災規程に基づく地震防災に関する具体的事項を地震防災細則とし、当該事業所の業種及び環境に適合するよう事業所独自に定める。</p> <p>b) 地震防災規程の内容は法及び地震法に係る事項を中心として作成するが、地震防災細則は他の法令に係る事項を包含し、かつ、他の名称とすることができる。</p> <p>C.4 地震防災規程について</p> <p>地震防災規程の作成にあたっては、地震法に係る地震防災に関するソフトウェアを中心とした内容として作成する。</p> | <p>の後に数回の見直しが行われ現在に至っていたが、平成 18 年に高圧ガス保安協会の技術基準体系が大きく見直されたことから、今回、これを廃止し、第一種製造者 <u>特定の事業所用 地震防災規程の指針</u> として新たに制定した。</p> <p>なお、制定に際しては次の事項に留意した。</p> <p>a) 原則、従来の規範の内容を踏襲し、内容の大幅な見直しは行わない。</p> <p>b) 構成を JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法に準拠させる。</p> <p>2 地震防災細則について</p> <p>a) 地震防災規程に基づく地震防災に関する具体的事項を地震防災細則とし、当該事業所の業種及び環境に適合するよう事業所独自に定める。</p> <p>b) 地震防災規程の内容は法及び地震法に係る事項を中心として作成するが、地震防災細則は他の法令に係る事項を包含し、かつ、他の名称とすることができる。</p> <p>3 地震防災規程について</p> <p>地震防災規程の作成にあたっては、地震法に係る地震防災に関するソフトウェアを中心とした内容として作成する。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>C.5 C.3 地震防災応急対策の“警戒宣言及び地震予知情報の内容に応ずる”について</p> <p>“警戒宣言及び地震予知情報の内容に応ずる”とは、当該事業所における予想震度の大小により、かつ、地震発生までの余裕の程度に応じての意である。</p> <p>従って、いくつかの対応策又は対策の緩急順位を検討しておくことが望ましい。特に <u>C.3.2</u>、<u>C.3.3</u>、<u>C.3.5</u> 及び <u>C.3.7</u> の各号については必要であろう。</p> <p>C.6 C.4 地震の警戒解除宣言に係る措置について</p> <p>警戒解除宣言に係る措置については、再び警戒宣言が発令される場合を考慮して、この解除措置を講ずることを必要とする。</p> <p>C.7 C.5 地震防災に係る教育訓練について</p> <p>地震防災に係る教育訓練については、当該事業所が既に制定した保安教育計画に基づくとともに、別に地震防災細則に実施計画を具体的に定めて実施する。</p> <p>C.8 C.6 地震防災に係る広報について</p> <p>地震防災に係る広報については、事業所周辺の地域住民と日頃から連携を密にし、事業所に起因する混乱を招くことのないよう適切な広報活動を必要とする。</p> <p>C.9 警戒宣言発令前に実施すべき事項について</p> <p>警戒宣言が発令される前に実施すべき応急対策の事前準備、教育訓練、広報活動等については、これらの実施時期を含め地震防災細則に明確にしてお</p> | <p>4 3 地震防災応急対策の“警戒宣言及び地震予知情報の内容に応ずる”について</p> <p>“警戒宣言及び地震予知情報の内容に応ずる”とは、当該事業所における予想震度の大小により、かつ、地震発生までの余裕の程度に応じての意である。</p> <p>従って、いくつかの対応策又は対策の緩急順位を検討しておくことが望ましい。特に <u>4.2</u>、<u>4.3</u>、<u>4.5</u> 及び <u>4.7</u> の各号については必要であろう。</p> <p>5 5 地震の警戒解除宣言に係る措置について</p> <p>警戒解除宣言に係る措置については、再び警戒宣言が発令される場合を考慮して、この解除措置を講ずることを必要とする。</p> <p>6 6 地震防災に係る教育訓練について</p> <p>地震防災に係る教育訓練については、当該事業所が既に制定した保安教育計画に基づくとともに、別に地震防災細則に実施計画を具体的に定めて実施する。</p> <p>7 7 地震防災に係る広報について</p> <p>地震防災に係る広報については、事業所周辺の地域住民と日頃から連携を密にし、事業所に起因する混乱を招くことのないよう適切な広報活動を必要とする。</p> <p>8 警戒宣言発令前に実施すべき事項について</p> <p>警戒宣言が発令される前に実施すべき応急対策の事前準備、教育訓練、広報活動等については、これらの実施時期を含め地震防災細則に明確にしてお</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>くものとする。</p> <p>C.10 地震発生時の措置について</p> <p>地震が発生したときの措置については、危害予防規程の本文又はその附属基準において「事故・災害に対する措置」として規定されるものとし、この指針には含まないものとした。</p> <p style="text-align: center;">D 南海トラフ地震防災規程の指針</p> <p style="text-align: center;">解 説</p> <p>D.1 制定の趣旨</p> <p>東南海・南海地震法の規定により、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域内における法に係る第一種製造者は、対策計画を作成しなければならないこととなっている。</p> <p>ただし、法の規定による危害予防規程に東南海・南海地震法第 7 条に規定する事項について定めたときは、対策計画とみなされることとなっている。</p> <p>そこで、高圧ガス保安協会では、東南海・南海地震法第 7 条に規定する事項について、第一種製造者が危害予防規程に定める際の参考となるよう 第一種製造者 冷凍関係事業所用 東南海・南海地震防災規程の規範を平成 16 年に制定したが、平成 18 年に高圧ガス保安協会の技術基準体系が大きく見直されたことから、今回、これを廃止し、第一種製造者 冷凍関係事業所用 東南海・南海地震防災規程の指針として新たに制定した。</p> <p>なお、制定に際しては次の事項に留意した。</p> | <p>くものとする。</p> <p>9 地震発生時の措置について</p> <p>地震が発生したときの措置については、危害予防規程の本文又はその附属基準において「事故・災害に対する措置」として規定されるものとし、この指針には含まないものとした。</p> <p style="text-align: center;">第一種製造者 特定の事業所用 南海トラフ地震防災規程の指針</p> <p style="text-align: center;">解 説</p> <p>1 制定の趣旨</p> <p>東南海・南海地震法の規定により、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域内における法に係る第一種製造者は、対策計画を作成しなければならないこととなっている。</p> <p>ただし、法の規定による危害予防規程に東南海・南海地震法第 7 条に規定する事項について定めたときは、対策計画とみなされることとなっている。</p> <p>そこで、高圧ガス保安協会では、東南海・南海地震法第 7 条に規定する事項について、第一種製造者が危害予防規程に定める際の参考となるよう 第一種製造者 冷凍関係事業所用 東南海・南海地震防災規程の規範を平成 16 年に制定したが、平成 18 年に高圧ガス保安協会の技術基準体系が大きく見直されたことから、今回、これを廃止し、第一種製造者 冷凍関係事業所用 東南海・南海地震防災規程の指針として新たに制定した。</p> <p>なお、制定に際しては次の事項に留意した。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>a) 原則、従来の規範の内容を踏襲し、内容の大幅な見直しは行わない。</p> <p>b) 構成を JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法に準拠させる。</p> <p>D.2 確認、改正の趣旨及び経緯</p> <p>a) 2016 年の改正</p> <p>平成 25 年 12 月 26 日付け経済産業省令第 65 号により、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 87 号)の施行に伴い、冷凍保安規則第 35 条第 5 項及び第 6 項中、「東南海・南海地震」が「南海トラフ地震」に改正されたことに伴い、本指針における該当箇所について、指針の名称も含め改正した。</p> <p>b) 20XX 年 <u>単独の規格であった「KHKS 1303 第一種製造者 冷凍関係事業所用 南海トラフ地震防災規程の指針」を、「KHKS 1301 第一種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の指針」の附属書として位置づけることとした。</u></p> <p>D.3 南海トラフ地震防災規程及び地震防災細則について</p> <p>a) 南海トラフ地震防災規程に基づく津波に係る地震防災対策に関する具体的事項を地震防災細則とし、当該事業所の業種及び環境に適合するよう事業所独自に定める。</p> <p>b) 南海トラフ地震防災規程の内容は法及び南海トラフ地震法に係る事項を中心として作成するが、地震防災細則は他の法令に係る事項を包含し、かつ、他の名称とすることができる。</p> <p>c) 南海トラフ地震防災規程及び地震防災細則は、都府県、市町村その他が作成する推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。従って、</p> | <p>a) 原則、従来の規範の内容を踏襲し、内容の大幅な見直しは行わない。</p> <p>b) 構成を JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法に準拠させる。</p> <p>2 改正の趣旨</p> <p>平成 25 年 12 月 26 日付け経済産業省令第 65 号により、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 87 号)の施行に伴い、冷凍保安規則第 35 条第 5 項及び第 6 項中、「東南海・南海地震」が「南海トラフ地震」に改正されたことに伴い、本指針における該当箇所について、指針の名称も含め改正した。</p> <p>3 南海トラフ地震防災規程及び地震防災細則について</p> <p>a) 南海トラフ地震防災規程に基づく津波に係る地震防災対策に関する具体的事項を地震防災細則とし、当該事業所の業種及び環境に適合するよう事業所独自に定める。</p> <p>b) 南海トラフ地震防災規程の内容は法及び南海トラフ地震法に係る事項を中心として作成するが、地震防災細則は他の法令に係る事項を包含し、かつ、他の名称とすることができる。</p> <p>c) 南海トラフ地震防災規程及び地震防災細則は、都府県、市町村その他が作成する推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。従って、</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>この規程及び地震防災細則の作成に当たっては、推進計画に定められた事項を基に検討することが重要である。</p> <p>なお、推進計画の改訂等があれば、これに合せ地震防災細則の改訂等を検討する必要がある。</p> <p>d) 南海トラフ地震防災規程の作成に当たっては、南海トラフ地震法に基づく津波に係る地震防災対策に関するソフト面を中心とした内容として作成する。</p> <p>D.4 南海トラフ地震法における地震防災について</p> <p>この指針で用いる用語の定義は、(D.1 用語の定義)によるが、南海トラフ地震法において、“地震防災”とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。と定義されている。</p> <p>D.5 D.4 地震防災に係る教育訓練について</p> <p>地震防災に係る教育訓練については、当該事業所が別に制定した保安教育計画に基づくとともに、別に実施計画を具体的に定めて実施する。</p> <p>D.6 D.5 地震防災に係る広報について</p> <p>地震防災に係る広報については、事業所周辺の地域住民と日頃から連携を密にし、事業所に起因する混乱を招くことのないよう適切な広報活動を必要とする。</p> <p>D.7 地震発生時の措置について</p> <p>地震が発生したときの措置については、(D.3 津波からの円滑な避難)を除</p> | <p>この規程及び地震防災細則の作成に当たっては、推進計画に定められた事項を基に検討することが重要である。</p> <p>なお、推進計画の改訂等があれば、これに合せ地震防災細則の改訂等を検討する必要がある。</p> <p>d) 南海トラフ地震防災規程の作成に当たっては、南海トラフ地震法に基づく津波に係る地震防災対策に関するソフト面を中心とした内容として作成する。</p> <p>4 南海トラフ地震法における地震防災について</p> <p>この指針で用いる用語の定義は、(2 用語の定義)によるが、南海トラフ地震法において、“地震防災”とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。と定義されている。</p> <p>5 5 地震防災に係る教育訓練について</p> <p>地震防災に係る教育訓練については、当該事業所が別に制定した保安教育計画に基づくとともに、別に実施計画を具体的に定めて実施する。</p> <p>6 6 地震防災に係る広報について</p> <p>地震防災に係る広報については、事業所周辺の地域住民と日頃から連携を密にし、事業所に起因する混乱を招くことのないよう適切な広報活動を必要とする。</p> <p>7 地震発生時の措置について</p> <p>地震が発生したときの措置については、(4 津波からの円滑な避難)を除き、</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>き、危害予防規程の本文又はその付属基準において「事故・災害に対する措置」として規定されるものとし、この指針には含まないものとした。</p> <p>南海トラフ地震法の趣旨から、津波からの円滑な避難が優先され、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難すること、また、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難することを原則とする。ただし、南海トラフ地震発生から津波が到達するまでの時間は地域によって差があるので、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、可能な範囲での応急措置その他を講じることとなる。</p> <p>従って、可能な範囲での応急措置として、火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な製造設備の運転停止、緊急点検及び巡視の実施その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、危害予防規程の本文又は付属基準に地震発生時の措置として規定されていないか、又は規定されていても南海トラフ地震が発生したときの措置として不十分であれば、規定の追加又は見直しが必要となる。</p> <p style="text-align: center;">E 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針 解 説</p> <p>E.1 制定の趣旨</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法の規定により、日本海溝・千島海溝</p> | <p>危害予防規程の本文又はその付属基準において「事故・災害に対する措置」として規定されるものとし、この指針には含まないものとした。</p> <p>南海トラフ地震法の趣旨から、津波からの円滑な避難が優先され、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難すること、また、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難することを原則とする。ただし、南海トラフ地震発生から津波が到達するまでの時間は地域によって差があるので、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、可能な範囲での応急措置その他を講じることとなる。</p> <p>従って、可能な範囲での応急措置として、火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な製造設備の運転停止、緊急点検及び巡視の実施その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、危害予防規程の本文又は付属基準に地震発生時の措置として規定されていないか、又は規定されていても南海トラフ地震が発生したときの措置として不十分であれば、規定の追加又は見直しが必要となる。</p> <p style="text-align: center;">第一種製造者 冷凍関係事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針 解 説</p> <p>1 制定の趣旨</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法の規定により、日本海溝・千島海溝</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内における法に係る第一種製造者は、対策計画を作成しなければならないこととなっている。</p> <p>ただし、法の規定による危害予防規程に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法第 7 条に規定する事項について定めたときは、対策計画とみなされることとなっている。</p> <p>そこで、高圧ガス保安協会では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法第 7 条に規定する事項について、第一種製造者が危害予防規程に定める際の参考となるよう KHKS1304 第一種製造者 冷凍関係事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範（指針）を平成 18 年 7 月 24 日に制定した。</p> <p>E.2 確認、改正の趣旨及び経緯</p> <p>a) 2010 年 構成を JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法に準拠させた。</p> <p>b) 2016 年 技術基準の全体的な確認を実施した。</p> <p>c) 20XX 年 単独の規格であった「KHKS 1304 第一種製造者 冷凍関係事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針」を、「KHKS 1301 第一種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の指針」の附属書として位置づけることとした。</p> <p>E.3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程及び地震防災細則について</p> <p>a) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程に基づく津波に係る地震防災に関する具体的事項を地震防災細則とし、当該事業所の業種及び環境に適合するよう事業所独自に定める。</p> <p>b) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の内容は法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法に係る事項を中心として作成するが、地震防災細則は他の法令に係る事項を包含し、かつ、他の名称とすることができる。</p> | <p>周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内における法に係る第一種製造者は、対策計画を作成しなければならないこととなっている。</p> <p>ただし、法の規定による危害予防規程に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法第 7 条に規定する事項について定めたときは、対策計画とみなされることとなっている。</p> <p>そこで、高圧ガス保安協会では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法第 7 条に規定する事項について、第一種製造者が危害予防規程に定める際の参考となるよう KHKS1304 第一種製造者 冷凍関係事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範（指針）を平成 18 年 7 月 24 日に制定した。</p> <p>2 今回(2010年)の改正の趣旨</p> <p>構成を JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法に準拠させた。</p> <p>3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程及び地震防災細則について</p> <p>a) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程に基づく津波に係る地震防災に関する具体的事項を地震防災細則とし、当該事業所の業種及び環境に適合するよう事業所独自に定める。</p> <p>b) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の内容は法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法に係る事項を中心として作成するが、地震防災細則は他の法令に係る事項を包含し、かつ、他の名称とすることができる。</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>c) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程及び地震防災細則は、<u>都</u>道県、市町村その他が作成する推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。したがって、この規程及び地震防災細則の作成に当たっては、推進計画に定められた事項を基に検討することが重要である。</p> <p>なお、推進計画の改訂等があれば、これに合わせ地震防災細則の改訂等を検討する必要がある。</p> <p>d) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の作成に当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法に基づく津波に係る地震防災に関するソフト面を中心とした内容として作成する。</p> | <p>c) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程及び地震防災細則は、<u>道</u>県、市町村その他が作成する推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。したがって、この規程及び地震防災細則の作成に当たっては、推進計画に定められた事項を基に検討することが重要である。</p> <p>なお、推進計画の改訂等があれば、これに合わせ地震防災細則の改訂等を検討する必要がある。</p> <p>d) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の作成に当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法に基づく津波に係る地震防災に関するソフト面を中心とした内容として作成する。</p> |
| <p>E.4 <u>E.4</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法における地震防災について</p> <p>この指針で用いる用語の定義、(<u>E.1</u> 用語の定義)によるが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法において、“地震防災”とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。と定義されている。</p> | <p>4 <u>4</u> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法における地震防災について</p> <p>この指針で用いる用語の定義、(<u>2</u> 用語の定義)によるが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法において、“地震防災”とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。と定義されている。</p> |
| <p>E.5 <u>E.4</u> 地震防災に係る教育訓練について</p> <p>地震防災に係る教育訓練については、当該事業所が別に制定した保安教育計画に基づくとともに、別に実施計画を具体的に定めて実施する。</p> <p>なお、努めて関係地方公共団体等防災関係機関の実施する防災訓練に参加するよう留意する。</p> | <p>5 <u>5</u> 地震防災に係る教育訓練について</p> <p>地震防災に係る教育訓練については、当該事業所が別に制定した保安教育計画に基づくとともに、別に実施計画を具体的に定めて実施する。</p> <p>なお、努めて関係地方公共団体等防災関係機関の実施する防災訓練に参加するよう留意する。</p> |
| <p>E.6 <u>E.5</u> 地震防災に係る広報について</p> <p>地震防災に係る広報については、事業所周辺の地域住民と日頃から連携を密にし、事業所に起因する混乱を招くことのないよう適切な広報活動を必要</p> | <p>6 <u>6</u> 地震防災に係る広報について</p> <p>地震防災に係る広報については、事業所周辺の地域住民と日頃から連携を密にし、事業所に起因する混乱を招くことのないよう適切な広報活動を必要</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>とする。</p> <p>E.7 地震発生時の措置について</p> <p>地震が発生したときの措置については、(E.3 津波からの円滑な避難)を除き、危害予防規程の本文又はその付属基準において「事故・災害に対する措置」として規定されるものとし、この指針には含まないものとした。</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法の趣旨から、津波からの円滑な避難が優先され、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難すること。</p> <p>また、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難することを原則とする。ただし、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生から津波が到達するまでの時間は地域によって差があるので、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、可能な範囲での応急措置その他を講じることとなる。</p> <p>したがって、可能な範囲での応急措置として、火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するために必要な製造設備の運転停止、緊急点検及び巡視の実施その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、危害予防規程の本文又は付属基準に地震発生時の措置として規定されていないか、又は規定されていても日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときの措置として不十分であれば、規定の追加又は見直しが必要となる。</p> | <p>とする。</p> <p>7 地震発生時の措置について</p> <p>地震が発生したときの措置については、(4 津波からの円滑な避難)を除き、危害予防規程の本文又はその付属基準において「事故・災害に対する措置」として規定されるものとし、この指針には含まないものとした。</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法の趣旨から、津波からの円滑な避難が優先され、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難すること。</p> <p>また、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難することを原則とする。ただし、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生から津波が到達するまでの時間は地域によって差があるので、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、可能な範囲での応急措置その他を講じることとなる。</p> <p>したがって、可能な範囲での応急措置として、火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するために必要な製造設備の運転停止、緊急点検及び巡視の実施その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、危害予防規程の本文又は付属基準に地震発生時の措置として規定されていないか、又は規定されていても日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときの措置として不十分であれば、規定の追加又は見直しが必要となる。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|----|
| <p style="text-align: center;">F 津波防災規程の指針</p> <p style="text-align: center;">解 説</p> <p>F.1 制定の趣旨</p> <p>東日本大震災において、一部の高圧ガス設備等で火災・爆発等が発生したほか、津波浸水区域では、様々な高圧ガス設備等や容器の損壊、流出等が発生し、甚大な被害を及ぼした。これらの被害の分析を踏まえ、事業者の保安の取組の向上を図るべく、高圧ガス設備等における大規模地震及び津波に関する対策を危害予防規程において定めるべきこととするとの趣旨により、平成30年11月14日に経済産業省令が改正された。これに伴い、危害予防規程の指針の付属書Fとして津波防災規程の指針を追加した。なお、本指針は東日本大震災における高圧ガス施設の被害状況を踏まえて、高圧ガス保安協会が実施した平成30年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（新たな高圧ガス設備等耐震設計基準・耐震性能評価方法の検討に向けた調査研究）報告書の「別添4 津波対策として危害予防規程に規定すべき項目と具体的対応策の例示（案）」をもとに作成したものであり、詳細な経緯及び内容については当該報告書を参照されたい。</p> <p>F.2 確認、改正の趣旨及び経緯</p> <p>なし</p> <p>F.3 津波防災規程について</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律の規定により津波浸水想定が設定された区域内にある事業所における津波への対策について、事業者による取組みの促進といった対策の具体化を推進するものである。危害予防規程の策定に際しては、他の法律等に基づいて要求される同様の規制、地方自治体の地域防</p> | |

| 改正案 | 現行 |
|---|----|
| <p>災害計画等で要求される事項との整合を考慮して策定しなければならない点には、特に注意が必要である。</p> <p>東日本大震災では、津波浸水深が3m以上の場合に設備の被害が生じたケースが多く報告されている。そのため、想定浸水深が3m以上となる事業者は、防災及び減災対策を講じるための津波による被害想定について対応を求めている（ただし、想定浸水深がこれらの深さ未満の事業者には被害が生じないことを保証するものではない）。</p> <p>津波防災は、想定される津波に対して被害を想定し、その被害想定をもとに被害の防止・低減対策を講じた上で、被災時の対応をあらかじめ定めておくことが基本である。ただし、現在の想定を超える津波が発生する可能性もあることから、想定を超えた場合の考慮と必要に応じた見直しも必要である。事業所の被害想定については、地域の避難場所や避難経路、地域防災計画等へ影響を及ぼす場合もあることから、周辺自治体へ情報提供を行う必要がある。</p> <p>津波到来のおそれがある状況においては、各事業所で働く全ての人の安全の確保を第一に置いて設備の安全な停止と高圧ガスの漏洩等の災害を未然に防止することが最重要である。</p> <p>事業所は、従業員（協力会社社員等を含む全従業員）に対して、津波浸水時の避難場所及び避難経路をあらかじめ周知し、避難場所には食料その他必需品を備蓄する必要がある。</p> <p>津波の第一波到達時間は、地震発生後数分～数時間と地震発生場所によって異なり、事業所への津波の第一波到達時間に対して、人の安全を確保しながら緊急停止操作をどの段階まで実施できるかは事業所によって異なる。従って、短時間で確実な対応が可能となるよう従業員の役割を明確にした上で従業員に周知し、定期的な訓練を行うことが重要となる。なお、人命を最優</p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p><u>先とし、津波到達までの時間別に実施可能な操作を予め検討しておく必要がある。</u></p> <p><u>津波後、製造施設の被害状況を確認し、状況に応じた適切な応急措置を行う。被害の程度は、浸水状況によって大きく異なることが考えられる。浸水深等に応じた被害状況の確認方法及び被害の拡大を防止するための適切な応急措置をあらかじめ定めておく必要がある。</u></p> <p><u>津波による被害を最小限にとどめるため、教育訓練を定期的実施し、防災活動等の習熟を図るとともに、訓練結果等に応じて措置内容等の見直しを行うものとする。</u></p> | |